大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会　道央エリア分科会

日時：令和６年７月 22 日（月）10:00～12:00
場所：道民活動センター（かでる 2.7）1060 会議室
（オンライン併用（ZOOM））
議事：
（１）令和６年度第１回ブロック協議会の開催結果について
（２）災害廃棄物処理に関する情報提供について
（３）エリア内の災害廃棄物処理に係る課題検討
（４）災害廃棄物処理計画策定状況について
（５）エリア分科会の代表市町村及び代表振興局の選出
議事要旨：
（１）令和６年度第１回ブロック協議会の開催結果について
開催結果及び本年度の行事予定について事務局（応用地質）より説明した。

（２）災害廃棄物処理に関する情報提供について
能登半島地震等における災害廃棄物処理について事務局（応用地質）より説明した。
資料の内容について質疑があった。

（３）エリア内の災害廃棄物処理に係る課題検討
道央エリア管内自治体の災害廃棄物担当者が考える課題に基づき、計画策定、災害経験の活用、仮置場の選定等について意見交換を行った。

（４）災害廃棄物処理計画策定状況について
国内及び道内における災害廃棄物処理計画策定状況及び補助金制度について事務局（環境省北海道地方環境事務所）より説明した。

（５）エリア分科会の代表市町村及び代表振興局の選出
令和 7 年度の代表振興局として空知総合振興局を、代表市町村として苫小牧市をそれぞれ選出した。

【意見交換】
（１）令和６年度第１回ブロック協議会の開催結果について
特になし。

（２）災害廃棄物処理に関する情報提供について
○団体Ａ
令和 6 年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画について、災害廃棄物発生量推計に使用されている全半壊棟数に空き家が含まれているか教えていただきたい。
また、処理フローで木くずをバイオマス燃料などとして再生利用することを想定されている。胆振東部地震の際はバイオマス燃料として使用したいと考えて相談をしに行ったが、計画原料の中に入っていないので突然言われても受入できないと言われた。能登の対応の中で策などあれば教えていただきたい。
○事務局（応用地質）
確認して回答する（※）。

※分科会後の確認結果
■発生量推計に使用されている全半壊棟数に空き家が含まれているかどうか
推計に使用されている被害棟数は以下の通り、1 月 22 日または 29 日時点の情報により設定されている。
いずれも空き家を区別せず、空き家を含む形で計上ないし推計されていると思われる。
①全壊、半壊数が公表されていた市町は実数値（石川県災害対策本部員会議資料　1 月 29 日時点）
②全壊、半壊数が公表されていなかった市町は、防災科研※が提供するデータを活用
（国立研究開発法人防災科学技術研究所　1 月 22 日時点→現在公表されていない）
③液状化の影響が大きい市町は、応急危険度判定を活用（石川県建築住宅課　1 月 22 日時点）

→①③は、公表資料に空き家の扱いについて記載がなく、市町から県への報告に当たっても区別されていないことが想定される。
②については 2024 年 7 月現在資料が公表されていないが、発災直後に被災棟数の解析が行われたということで、空き家かどうかまでは区別されていなかったものと推測する。

■木くずのバイオマス燃料としての再生利用状況について
木くずの具体的な処理状況等について、現状公表されている情報からは確認できなかった。
今後情報が入手できたらエリア分科会で共有する。

（３）エリア内の災害廃棄物処理に係る課題検討

①災害廃棄物処理費用の負担、減免等について

○自治体Ａ

災害廃棄物処理費用の負担、減免等について、他市町村の状況を教えていただきたい。

○自治体Ｂ

胆振東部地震の時に一部地区で住居が全壊、半壊して公費解体を行った経験がある。被災された対象地区とその他首長が認めた場合に限って、一定期間家庭の廃棄物について減免した実績がある。

○自治体Ａ

災害廃棄物処理計画には盛り込んでいたか。

○自治体Ｂ

計画には盛り込んでいなかった。

②仮置場の選定について

○（総合）振興局Ａ

市町村において仮置場をどこにするかを検討する際、学校のグラウンドや運動公園に設置するのが一般的かと考えていたが、なかなかそういった場所には設置できずに仮置場を決めかねているという議論があるのか。こうした一般的になじみのある場所を活用するのにどのような問題があるかコメントをいただきたい。

○自治体Ｃ

防災部局等と連携して確認している段階で、学校等は避難所として指定されていることが多く、避難所の側に廃棄物の集積所を置くことは難しい。教育部局のほうでも、早期に学校の運営を再開しなければいけないという状況で、グラウンドを占有することは難しいとされる。場合によっては、そういったグラウンドはヘリポートや仮設住宅の設置場所に指定されていることも多く、災害の復旧の流れから災害廃棄物を長期にわたって仮置きすることは望ましくないと市町村としては考えている状況である。運動公園についても同様に仮設住宅等の設置場所やヘリポートに指定されていることに加え、車の動線への鉄板の敷設や、水害時のぬかるみへの対策などの必要な条件について検討しなければならないといった意味合いで苦慮している状況である。

③災害廃棄物処理計画の簡易版について

○自治体Ｄ

災害廃棄物処理計画をこれから策定するところである。本日の資料で、人員不足で計画の策定が進まない対応策として、処理計画の簡易版を活用するというものがあるが、道内で簡易版の計画を策定された自治体があれば教えていただきたい。また、簡易版で作成した場合の足りない点があれば教えていただきたい。

○事務局（北海道地方環境事務所）

簡易版として計画策定された自治体の情報は手元にない。一昨年の勉強会で、熊本県内の自治体から簡易版の計画の活用について説明いただいた事例はある。フル規格では何十ページにもなるものが、簡易版では 16 ページ程度となる。私たちとしては、まずは最低限の計画を作り、課題等を加えてアップデートしていくことで少しずつ市町村で使いやすい計画に整備していくという方法もあると考えている。

○事務局（応用地質）

苫小牧市のように、処理計画のほかに、もう少し簡易な課内向けのマニュアルを作成されている自治体もある。

○自治体Ｄ

人員が不足しており、他自治体のように 7、80 ページもある計画を普通の業務をやりながら作成するのは難しいと感じていた。もし簡易版で有効な計画を作れるようであれば活用できればよいと思っていた。

○事務局（応用地質）

なかなか情報も集まってこないため、エリア分科会を利用して、簡易版も含めた計画策定の経験について意見交換ができればよいと考える。今年度はこれから処理計画策定のワーキングも開催する予定であるため、ご検討いただければと考える。

④人材育成について

○（総合）振興局Ｂ

人材育成について経験の有無は重要な要素と考えているが、例えば能登地震でも、派遣にあたって「廃棄物対応経験を有する自治体職員」という条件がよくあると思われる。環境部門の人数が少ない場合に、人事異動もある中で、経験がなくても行ける可能性はあるか。例えば自治体同士で協議のうえ、経験がない職員と他の自治体の経験がある職員を共同で派遣するといった対応をされたことはあるか。

○事務局（北海道地方環境事務所）

北海道内自治体には、北海道に相談しながら、今年の 2 月より短期支援派遣について直接呼びかけを行っている。基本的に他のブロックは都道府県が複数あるため、地方環境事務所から都道府県担当者に市町村への連絡やとりまとめをお願いしているが、今回は初めてということもあり、北海道の理解も得ながら直接連絡をしているところである。このため、総合振興局や振興局に情報提供が不十分であったと反省している。今後は一緒に、もしくは本庁を通して情報共有に取り組みたい。

市町村から手を挙げていただくには、必ずしも経験が必要かというとそうでもないこともある。現在能登への支援派遣については、公費解体の申請窓口で一般住民から申請相談の対応を中心にお願いしている。一時期、浄化槽の被害が顕著な時に、浄化槽の知識がある方を短期支援派遣の中でお願いしたことがある。ただ、廃棄物の担当以外でも、住民に寄り添

って窓口対応していただけるような方に一人でも手を挙げて登録していただくことをお願いしたつもりであり、実際、自治体から一人で現場に行っていただいた事例も多数ある。そのような形で９月まで派遣の呼び掛けを続けている。

その中で、相談だけでも連絡していただきたい。今回は初めてであったのでこのような対応になったが、今後同様のことがあった場合にどのように対応していくか、改めて北海道と相談していきたい。